平成２８年（再イ）第５９号
大阪府東大阪市玉串元町１丁目９番１号
再生債務者　三好　行治
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月17日まで
平成28年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２８年（再イ）第１３２号
大阪市東住吉区今川１丁目４番10―303号
再生債務者　クランクフォトグラフィーこと　中井　雅博
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月16日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月17日まで
平成28年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（再イ）第２７号
北海道旭川市大町２条15丁目577番地の194
再生債務者　今野　　尚
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月17日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月20日まで
平成28年５月23日　　旭川地方裁判所民事部
平成２８年（再イ）第５号
大津市和邇北浜733番地の２
再生債務者　堀内　大地
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月20日まで
平成28年５月23日
大津地方裁判所民事部再生係
平成２７年（再イ）第１４号
群馬県太田市大原町381番地61
再生債務者　峯岸　治夫
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月22日まで
平成28年５月23日　前橋地方裁判所太田支部
平成２７年（再イ）第１３４号
京都市山科区音羽乙出町２番地25
再生債務者　河合　和也
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月12日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月23日まで
平成28年５月23日
京都地方裁判所第５民事部再生係
平成２７年（再イ）第３２４号
福岡県筑紫野市針摺中央２丁目14番10―704号
再生債務者　冨永　利之
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月８日まで
平成28年５月18日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２７年（再イ）第３３４号
福岡県糟屋郡宇美町宇美６丁目１番13―903号
再生債務者　森平　秀男
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月８日まで
平成28年５月18日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２７年（再イ）第４０号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作7511番地31
再生債務者　田宮　　寛
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月13日まで
平成28年５月23日　　新潟地方裁判所民事部
平成２８年（再イ）第１２号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉１丁目137番地20
再生債務者　西岡　義勝
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月13日まで
平成28年５月23日　神戸地方裁判所伊丹支部
平成２８年（再イ）第１３号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉１丁目137番地20
再生債務者　西岡　夕子
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月13日まで
平成28年５月23日　神戸地方裁判所伊丹支部
平成２７年（再イ）第５６号
岡山市中区西川原48番地ファミーユＫ　Ｂ―８
再生債務者　坂本　浩之
1　決議に付する再生計画案　平成28年４月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月13日まで
平成28年５月23日
岡山地方裁判所第３民事部
平成２８年（再イ）第１３号
広島市東区牛田南１丁目９番19―302号
再生債務者　齊藤　克彦
1　決議に付する再生計画案　平成28年５月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年６月20日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年６月20日まで
平成28年５月23日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２２年（再イ）第３３号
新潟県燕市吉田浜首町15番８号
再生債務者　眞島　　猛
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成22年12月27日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年５月23日　　新潟地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第３号
仙台市太白区八木山南４丁目５番地の９　シティハイムアビンドン103
再生債務者　佐々木　新
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月17日まで
4　一般異議申述期間　平成28年７月１日から平成28年７月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部
平成２８年（再ロ）第１号
静岡県富士市厚原323番地の７
再生債務者　増田　幸雄
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月17日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月24日から平成28年７月４日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係
平成２８年（再ロ）第１号
静岡県浜松市浜北区小松996番地の１　パラッツォ101号
再生債務者　喚田　康佑
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年６月20日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月30日から平成28年７月７日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１号
新潟県新発田市富塚町２丁目７番31号８
再生債務者　新田　　裕
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年６月10日まで
平成28年５月20日
新潟地方裁判所新発田支部